

# 江別市いじめ防止基本方針

平成26年10月

江別市

(平成30年2月改定)

## 目次

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1.	いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2.	いじめの定義、いじめの理解	1
3.	いじめ防止等に関する基本的な考え方	2
	(1) いじめの防止	
	(2) いじめの早期発見	
	(3) いじめへの対処	
	(4) 地域や家庭との連携	
	(5) 関係機関との連携	
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	3
1.	いじめの防止等のために市が実施すべき施策	3
	(1) 基本方針の策定、点検、見直し	
	(2) いじめの防止のための方策	
	(3) いじめを早期に発見するための方策	
	(4) いじめに対処するための方策	
	(5) 関係機関との連携	
	(6) 教職員の資質能力の向上	
	(7) 啓発活動	
	(8) 学校評価	
2.	いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	5
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
	(2) 学校に設置する組織等	
	(3) いじめの防止	
	(4) 早期発見	
	(5) いじめへの対処	
	(6) いじめの解消	
第3	重大事態への対処の方策	8
1.	重大事態の意味	8
2.	教育委員会又は学校による調査	8
	(1) 重大事態の報告	
	(2) 調査主体	
	(3) 調査を行う組織	
	(4) 事実関係を明確にするための調査の実施	
	(5) 心のケア、情報発信	

(6) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切 に提供する責任	
(7) 市長への報告	
3. 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置 . . . . .	10
(1) 再調査	
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	
第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 . . . . .	10



## はじめに

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）は、平成25年6月28日に公布され、同年9月28日に施行されました。この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等に関する基本理念や行政の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めたものです。

子どもは、豊かな人間性や思いやりの心が満ちあふれる中で育てていかななくてはなりません。全ての子どもが、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、いじめに対して、未然に防止し、早期に発見し、適切に対処していくことが重要です。

こうしたことに取り組んでいくため、江別市は、いじめ防止対策推進法に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」によるほか、江別市立小中学校におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「江別市いじめ防止基本方針」を策定しました。

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1. いじめの防止等のための対策に関する基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。  
(いじめ防止対策推進法第3条)

このため、江別市では豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、全ての子どもが、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、いじめの起こらない学校づくりを推進する。

### 2. いじめの定義、いじめの理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる

- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

また、いじめは、単にいじめられている児童生徒といじめる児童生徒の関係だけでとらえることはできない。いじめは「観衆」や「傍観者」などの周囲の反応が大きく影響している。よって、いじめは、加害者、被害者だけの問題ではなく、全ての児童生徒等に関係する問題（集団の問題）であることを認識する必要がある。

### 3. いじめ防止等に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが重要である。

#### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが重要である。

#### (3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合は、直ちに関係する児童生徒の安全を確保する。また、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織で対応する。その後、加害、被害児童生徒の話当真に聴取、傾聴し、教育的な視点に立って、問題の原因を探り、解決を図る。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

#### (4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が重要である。いじめの問題について、PTAや地域の関係機関と連携する体制を構築することも必要である。

#### (5) 関係機関との連携

いじめ問題の対応においては、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や教育委員会は関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1. いじめの防止等のために市が実施すべき施策

#### (1) いじめ防止基本方針の策定、点検、見直し

このいじめ防止基本方針による取組が、より実効性の高いものとなるよう、適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う。

#### (2) いじめの防止のための方策

- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や自己肯定感を育む体験活動などを充実させ、豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、規範意識や思いやりの心などを育成する教育を推進する。
- ・ 各学校からのいじめの調査結果を集約し、必要に応じて専任指導員による適切な指導支援を行う。
- ・ 児童生徒及び保護者等に対し、いじめの理解を促す啓発活動を行う。
- ・ 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭、地域社会との連携を円滑に行えるよう、必要な支援その他の体制を整備する。
- ・ 市内中学校生徒による「えべつ中学生サミット&いじめ根絶子ども会議」を開催し、各学校で行っているいじめを生まないための取組について協議し、いじめ防止活動の充実を図る。
- ・ インターネットパトロールの実施などにより、ネットいじめの未然防止を図り、問題となる情報を発見した場合には、学校と連携・協力して適切な対応を行う。  
また、児童生徒及び保護者に対して情報モラル教育等を推進するなど、啓発活動を行う。

#### (3) いじめを早期に発見するための方策

- ・ 児童生徒、保護者、教職員及び地域住民がいじめに関する相談を効果的に行う



ことができるように、心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーや、心の教室相談員、専任指導員等を配置し、いじめの早期発見や被害者の心のケアに努める相談体制を整備し、学校訪問等により積極的に周知する。

- ・ 各学校が実施する児童生徒に対する定期的な「いじめに関するアンケート調査」の取りまとめを行い、状況の把握に努める。
- ・ 家庭から直接、教育委員会へ心の声を届ける「心のダイレクトメール」事業を実施し、学校に相談しにくい悩みなどに対し、早期に対応を行う。

#### (4) いじめに対処するための方策

- ・ 学校からいじめの報告を受けた場合、必要に応じ、専任指導員などを学校に派遣し、学校と教育委員会の連携の下、指導助言や調査等を行う。
- ・ いじめを受けた児童生徒を含む全ての児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために、必要と認める場合は、いじめを行った児童生徒の別室での学習や、学校教育法に基づく出席停止制度の活用などにより対処する。

#### (5) 関係機関との連携

- ・ いじめ防止等のための対策が適切に行われるには、警察や児童相談所などの関係機関との連携が必要であるため、平素から関係機関の担当者との情報共有の機会を設けるなどの体制を整備する。
- ・ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍しない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力を推進する。
- ・ 法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」の趣旨を踏まえ、江別市小・中学校長会、江別市PTA連合会、江別警察署、保健所、その他の関係者の代表を構成員とする「江別市青少年健全育成協議会」を教育委員会の附属機関として設置し、青少年の健全育成及びいじめ防止に関する関係機関の連携を図る。

また、協議会の構成員には、心理や福祉の専門家等を含めるよう努める。

#### (6) 教職員の資質能力の向上

- ・ 教職員全員がいじめに対して正しく理解し、適切に対応できるように啓発する。
- ・ 予防的・課題解決的な指導を推進するための教職員の専門性を高めるために、児童生徒への理解をはじめ、いじめ防止等の対策に関する研修等への参加を促進する。
- ・ 全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修の取組を促進する。

## (7) 啓発活動

- ・ いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談制度及び救済制度の具体的内容等について、児童生徒、保護者及び教職員に対し、必要な広報、その他の啓発活動を行う。
- ・ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援を行う。

## (8) 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

## 2. いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国の基本方針、市のいじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めるものとする。

学校いじめ防止基本方針の中核的な内容としては、以下のようなものがある。

- ・ 学校いじめ防止プログラム（具体的な指導内容のプログラム）の策定
- ・ 早期発見・事案対処マニュアル（アンケート調査、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてマニュアル）の策定
- ・ 校内研修も含めた、学校いじめ対策組織の年間活動計画

学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページ等で公表し、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者等に説明する。

また、策定に当たっては児童生徒、保護者や地域の意見を積極的に取り入れるよう留意する。

### (2) 学校に設置する組織等

各学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を組織的かつ実効的に行うため、複数の教職員及び心理や福祉の専門家等により構成されるいじめの防止等の対策のための「学校いじめ対策組織」を置くものとする。

心理や福祉の専門家については、スクールカウンセラー、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーなどの協力を求める。

学校いじめ対策組織の役割は、以下のようなものがある。

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

を行う役割

- ・ 学校いじめ対策組織の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知する役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・ いじめの被害児童生徒に対する支援、加害児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針による取組が、より実効性の高いものとなるよう、適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う役割

### （3）いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめの防止に資する活動に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

児童生徒に対して、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学級・学校風土をつくる。

教職員においても、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・ 発達障害を含む、障害のある児童生徒
- ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認により困難を抱えている児童生徒
- ・ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

未然防止のための具体策として、いじめゼロを目指した児童会・生徒会活動や、ネットいじめ防止のための情報モラル教室などを実施する。

#### (4) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

また、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。教職員は、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを理解する。

早期発見のための具体策として、北海道教育委員会が実施するアンケートや学校独自のアンケート、教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

#### (5) いじめへの対処

学校の教職員が、いじめの発見・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに、学校いじめ対策組織に対し報告し、学校の組織的な対応につなぐようにしなければならない。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

#### (6) いじめの解消

いじめは単に、謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・ 被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の

苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織は、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察することが必要である。

### 第3 重大事態への対処の方策

※いじめ重大事態調査の手法等については、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省策定）を参照

#### 1. 重大事態の意味

重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいう。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 （いじめ防止対策推進法第28条）

(1)の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

(2)の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

なお、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめが原因ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

#### 2. 教育委員会又は学校による調査

##### (1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に報告し、教育委員会から市長に事態発生について報告する。

##### (2) 調査主体

学校は重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

教育委員会が調査の主体となるのは、学校主体の調査では重大事態への対処及び同

種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合とする。

学校が調査主体となる場合は、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導や支援を行う。

### **(3) 調査を行う組織**

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、速やかにその下に調査組織を設ける。教育委員会が調査を行う組織には、子どもの心理や福祉の知識を有する専門家などの協力を得られるよう努める。

### **(4) 事実関係を明確にするための調査の実施**

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（から）、誰から、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係、教職員の対応方法など事実関係を、可能な限り網羅的に確認する。この際、因果関係の特定を必要以上に急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

#### **①いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合の対応**

いじめを受けた児童生徒の話をていねいに聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員を含めた関係者から、いじめ事案の十分な聴き取り調査、質問紙調査などを行い、事実関係を明確にする。この際、個別事案が広く明らかになり、被害児童生徒及び情報提供者などに被害が及ばないように十分に配慮する。

また、いじめを受けた児童生徒にはスクールカウンセラーや心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーなどを活用し、継続的に学校生活を支援できる体制を整える。

#### **②いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが困難な場合の対応**

いじめを受けた児童生徒の何らかの事情により、児童生徒からの聴き取りが困難な場合は、当該児童生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、適切な方法で調査を実施する。

### **(5) 心のケア、情報発信**

教育委員会又は学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

### **(6) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任**

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

## (7) 市長への報告

調査結果は、市長に報告する。(6)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

## 3. 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### (1) 再調査

- ・ 報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、調査組織を設置し、再調査を行う。
- ・ 調査組織の構成員については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努力する。  
再調査についても、教育委員会又は学校による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

### (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ・ 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。
- ・ 市長は、小・中学校について再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行うものとする。

## 第4 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

市は、江別市いじめ防止基本方針の策定後においても、国・道の動向や社会情勢を勘案して、当該いじめ防止基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

また、教育委員会は小・中学校における学校いじめ防止基本方針について、策定状況を確認し、いじめの防止等のための取組に対して必要な指導・援助を行う。